

総社市そうじゃ産米食べ条例をここに公布する。

平成27年3月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第16号

総社市そうじゃ産米食べ条例

(目的)

第1条 この条例は、市内で生産された米及びその加工品（以下「そうじゃ産米等」という。）の消費拡大の推進に関し、基本方針を定め、市、市民、生産者及び事業者の役割を明らかにするとともに、そうじゃ産米等の消費拡大を通じた郷土愛の醸成を図ることにより、本市の農業の活性化に資することを目的とする。

(基本方針)

第2条 そうじゃ産米等の消費拡大の推進は、次の各号に掲げる事項を基本方針として、市、市民、生産者、事業者及び関係機関が連携し、協力しながら行うものとする。

- (1) ごはんを中心とした食生活の推進
- (2) そうじゃ産米等の販売及び利用の促進
- (3) 米文化の継承
- (4) 食育推進の強化

(市の役割)

第3条 市は、前条に定める基本方針に基づき、そうじゃ産米等の消費拡大の推進に必要な施策を実施するものとし、学校給食その他市が実施する事業において、そうじゃ産米等を優先的に利用するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、そうじゃ産米等の消費拡大が市内の農業の活性化に寄与することを理解するとともに、これを積極的に消費するよう努めるものとする。

(生産者の役割)

第5条 生産者は、その生産する米が消費者の健康を支えていることを自覚し、安全で安心な米の生産及び供給に努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、そうじゃ産米等の消費拡大が市内の農業の活性化に寄与することを理解するとともに、その積極的な利用に努め、消費者がそうじゃ産米等を消費する機会の拡大を図るものとする。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。